

自殺対策ゲートキーパーポータルサイト構築業務概要

1 事業の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、横浜市では、令和5年度までの第1期横浜市自殺対策計画を見直し、第2期横浜市自殺対策計画を策定した。自殺対策を推進するにあたり、自殺を防ぎ、生きる支援につなげられる人材である「ゲートキーパー」を増やすことは重要な取組の一つであり、令和6年度～令和10年度までの第2期自殺対策計画においても、計画期間の5年間で18,000人のゲートキーパー養成を目標値として挙げている。

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことであり、特別な資格ではない。

これまでも、ゲートキーパーを養成するための人材育成研修は局及び区において進めており、養成者数は、令和元年度から令和5年12月末時点の累計で19,109人となっているが、対象者の内訳は約6割が行政職員や教職員となっており、一般市民やより身近な人へのゲートキーパー養成が課題となっている。また、ゲートキーパーの活動状況が知りたいといった声もあがっていることから、ゲートキーパーの活動事例の蓄積、見える化に向けた取組を進める必要がある。

そういった課題を解消するため、ゲートキーパーポータルサイトを構築し、Web学習コンテンツや相談先検索機能等を整備することで、さらに多くのゲートキーパーを養成し、自殺を防ぎ、生きる支援につなげられる人材育成を推進する。

2 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) ゲートキーパーの養成と併せ、悩んでいる人をサポートするために必要な情報を発信することで、ゲートキーパーとしての活躍をサポートし、ゲートキーパーの活動事例が蓄積されていくような仕組みとできるよう、令和6年度から令和8年度までの3年間をかけて、ポータルサイトを構築する。

(2) ポータルサイト構築にあたり、令和6年度に制作したいコンテンツは次の通り

ア ゲートキーパー養成 Web 学習コンテンツの制作

Web上で、ゲートキーパーに必要な役割を学習できるWeb学習コンテンツを制作する。コンテンツは、受講者が楽しみながら意欲的に取り組める仕組みとし、主に若年層に活用してもらえるような工夫を行う。なお、ゲートキーパー養成研修の内容については、以下の資料を参照すること。

(ア) 内閣府「ゲートキーパー養成研修用テキスト」

(イ) いのち支える自殺対策推進センター「ゲートキーパー研修」(YouTube 動画)

イ 悩み別相談窓口検索サイトの制作

ゲートキーパー養成研修受講者等が、実際に悩んでいる人の話を聞いた際、つなぐ先

を検索できるよう、悩みの内容や、相談手段などを選ぶことで、該当する相談先が表示される検索サイトを併せて制作し、ゲートキーパー養成 Web 学習コンテンツと一体的に活用できるような仕組みを構築する。

- (3) 令和7年度以降、さらにポータルサイトを充実させるための機能の追加について、横浜市の自殺者の状況や課題等を分析した上で、令和6年度の提案と併せ、令和7年度、令和8年度それぞれの提案書及び概算見積を作成する。想定としては、対象別（学生向け、教員向け、地域で活動する支援者向け等）のゲートキーパーWeb 学習コンテンツや、悩み別相談窓口検索サイトの拡充、ゲートキーパーの具体的な活動事例を掲載できるような仕組み、自殺未遂した方を支援につなげるための方策等、活用しやすいポータルサイトとするための機能追加を期待する。ただし、令和7年度以降の実施は、当該年度の予算が確保された場合に、その予算額の範囲で実施するものとする。
- (4) ポータルサイト構築にあたっては、委託者が指定した専門家の監修をうけるものとする。

4 ウェブサイト構築にあたっての前提

(1) 構築にあたっての前提

いずれのコンテンツも統一性があり、利用者にとって分かりやすく、操作性に優れていることを第一に、ユーザーファーストで当ウェブサイト構築すること。操作性等の検討を行う際には、パソコン及びスマートフォンの利用シーンを考慮すること。

(2) 言語

日本語で制作する。なお、閲覧者が見るページは、ブラウザ等の機能を使って自動翻訳（機械翻訳）できるようにすること。翻訳ツール、有償・無償のクラウドサービスの利用も含めて、最も低コストかつ翻訳精度の高い方法の提案を期待する。

(3) 必須構成内容（【別紙】必須構成内容一覧参照）

当ウェブサイトは別紙の構成及び機能があることとし、詳細は受託後速やかに協議・決定する。その他、必要に応じて新たな機能の追加も可能とし、柔軟に対応すること。

(4) トップページ

上記の必須構成内容をわかりやすく配置し構成すること。

(5) 各学習コース

トップページから分岐する Web 学習コースは、受講状況の確認（一時保存）及び修了証の発行ができる構造とすること。その他必要な機能については、本市と協議・決定し、柔軟に対応すること。

(6) デザイン（イラストも含む）・レイアウト

ア ユーザーファースト、操作性第一を大切にしている。

イ 見たくなるインパクトがあるデザインにすること。

ウ パソコン及びスマートフォンでの利用・閲覧を考慮したデザインにすること。

エ 統一感のある洗練されたデザインとすること。

(7) アクセス数の分析

ウェブサイトの効果測定に役立つアクセス分析機能を持たせること。

5 使用するドメインについて

- (1) ウェブサイトは、横浜市のドメイン名である city.yokohama.lg.jp のサブドメイン名を利用すること。
- (2) city.yokohama.lg.jp のサブドメインを利用するにはデジタル統括本部 DX 基盤課に DNS 登録依頼を提出する必要があるため、その申請内容を作成すること。
- (3) なお、以下の 2 つのサービスの利用にあたっては注意が必要である。

ア Google Firebase

Google Firebase はカスタムドメインとして「city.yokohama.lg.jp」ドメインを設定しようとする、「city.yokohama.lg.jp」の上位にあたる「yokohama.lg.jp」ドメインの所有権の証明を要求してしまう。yokohama.lg.jp ドメインの所有権を本市は保有しないため、利用することができない。この事象が解消していることを証明できない限り Firebase は利用できないことに注意すること。

イ エックスサーバー

エックスサーバー上で「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは 1 アカウントのみであり、本市ではエックスサーバーを利用した Web サイトが既に開設済みであり、これから利用する場合は city.yokohama.lg.jp のサブドメインを利用できない。この事象が解消していることを証明できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意すること。

6 セキュリティ

(1) セキュリティ脆弱性への対策

IPA が公開する「安全なウェブサイトの作り方」等を参考に、起こりうるセキュリティ面の脆弱性に対し、最新の対策をした上で導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。なお、WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等の、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入することによる対策も可とする。

(2) ウェブサイト全体の HTTPS 化

ウェブサーバー上で公開する全てのページ及び管理サイトにおいて、HTTPS 通信により暗号化する常時 SSL/TLS 構成とすること。ページ内に埋め込む部品についても全て HTTPS とし、混合コンテンツとならないよう注意すること。

HTTPS 通信のために必要となるサーバー証明書は、利用を想定する全ての OS やブラウザにおいて警告なく正常に接続でき、継続的に更新していけるものであれば、有償・無償を問わない。もし有償の証明書を採用する場合は、それにかかる費用を本業務内に含めること。

また、ウェブサーバーは Qualys SSL Server Test において A 以上の判定となるよう構成すること。

(3) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。

(4) アクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。

- (5) 必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- (6) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について本市と協議の上、決定すること。

7 著作権の帰属

- (1) 本業務で作成した制作物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は本市に帰属する。また、受託者は本市または本市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本市は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 本業務で作成した制作物に係る著作権及び著作者人格権不行使に対する対価は、本業務の費用に含めること。
- (4) 本業務の履行にあたり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用にて適正に処理すること。
- (6) 本業務に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承認なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

8 適用文書等

本業務は、本市が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
- (3) Webアプリケーションの作成基準
- (4) 「安全なウェブサイトの作り方」第7版「セキュリティ実装チェックリスト」
受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り独立行政法人情報処理推進機能（IPA）の「安全なウェブサイトの作り方」第7版の「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。
※ 「安全なウェブサイトの作り方」第7版「セキュリティ実装チェックリスト」
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/ug65p900000196e2-att/000044403.xlsx>
- (5) 横浜市ウェブアクセシビリティガイドライン
- (6) 横浜市情報セキュリティ管理規程

9 その他

本業務実施にあつては委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、この仕様書に特に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市約款規則や委託契約約款等に定めるほか、別途協議の上、決定し、柔軟に対応するものとする。

【別紙】 必須構成内容一覧

必要な構成及び機能	内容	備考
Web学習ページ	ゲートキーパー養成Web研修機能 主体的に問題を解き進めることで学びが進み 修了することができる。	トップページに設けたメニューバーから アクセスできるようにする。
悩み別相談窓口検索ページ	相談内容や相談手段等を選択することで、 該当する相談先を表示する機能。	トップページに設けたメニューバーか らアクセスできるようにする。
お知らせページ	最新の情報等をお知らせ（閲覧）できる機能	トップページに設けたメニューバーか らアクセスできるようにする。
修了証発行機能	受講者に対して修了証を発行できる機能。 データダウンロード及び紙の発行が可能	
学習履歴保存機能	学習履歴を一時保存できる機能（個人情報 は収集しない）	一時的なパスワードを発行し、そのパ スワードを入力することで、前回修了 箇所から再開できるようにする。